

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：有限会社ヤマト重機

業者の住所：徳島県三好市池田町州津乳ノ木1373

2 指名停止措置期間：令和5年6月15日から令和5年7月14日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

有限会社ヤマト重機は、令和4年6月29日に徳島市内の建物の解体工事現場において、作業員に車両系建設機械を無資格で運転させたことにより、別の作業員が当該機械に激突され負傷した。

これにより、徳島簡易裁判所から労働安全衛生法違反による罰金の略式命令を受け、令和5年1月11日にその刑が確定した。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正または不誠実な行為）に該当するため

指停止措置要領 付表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内